

平成 2 6 年 第 3 回

教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成26年第3回教育委員会定例会議事日程

平成26年3月24日（月）

午後5時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第8号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則
について

日程第4 その他

諸 般 の 報 告

平成26年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

○教育総務課関係

3月12日、第2回教育委員会臨時会を行いました。議案は、「多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例について」でした。なお、本案件につきましては、3月27日に開催される第1回市議会臨時会に提案される予定です。

3月22日、文化センターにおいて、教育講演会を開催しました。東北学院大学水谷修教授による基調講演に続き、学校支援地域本部事業で活動しているコーディネーター等による事例報告が行われ、34名が参加しました。

○学校教育課関係

市立学校の卒業式は、3月8日に中学校、3月18日に小学校で執り行われ、小学生626名、中学生626名が卒業しております。

平成26年度入学式は小、中学校とも4月8日に執り行われます。

教職員の異動につきましては、市内での異動を含めて、転出が54名、転入が61名となっております。そのうち、小学校長2名が退職、中学校長1名が転任となっております。

○生涯学習課関係

2月28日から3月2日まで、「文化センターまつり」を開催し、2,779名の来場者がありました。23団体が展示、22団体が舞台上で日ごろの活動の成果を発表したほか、協力3団体による体験コーナーで多くの市民が「見て、聞いて、体験して、楽しむ」催しに参加しました。

3月8日から9日まで、「大代地区公民館まつり」を開催しました。参加した15団体から、ペン習字や絵画の作品の展示等が行われ、274名の来場者がありました。

3月7日、第7回多賀城市立図書館協議会を開催し、新図書館について意見交換を行いました。

3月12日、第6回社会教育委員会議を開催し、社会教育施設の運営、条例改正、スポーツ振興計画について審議しました。

3月21日、山王地区公民館において、青少年教育事業「フリースタイルバスケット教室」を開催し、11名の参加者がありました。参加者は、講師の「もりもりさん」の指導により、バスケットボールを使ったパフォーマンスを体験しました。

3月22日、中央公民館において、家庭教育事業「親子でおしゃれなティータイムを過ごそう」を開催し、10組25名の参加がありました。クレープやデザートづくりが行われ、親子のコミュニケーションや講師・参加者同士の交流を図りました。

○文化財課関係

3月1日、多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会主催による「おくのほそ道講演会」が東北歴史博物館で開催され、市長、文化財課長及び担当者が出席いたしました。「おくのほそ道と多賀城―芭蕉の発見したもの―」と題して、山形大学基盤教育院山本陽史（やまもと はるふみ）教授による講演で、220名の出席がありました。

また、3月15日と16日には、同実行委員会主催による「文化遺産発信 講演会と遺産めぐり」が開催され、100名の出席がありました。

3月14日、第3回多賀城南門等復元整備検討委員会議を開催し、教育長、副教育長、文化財課長及び担当者が出席いたしました。平成6年度作成の多賀城跡建物復元工事実施設計に係る課題等について審議が行われました。

3月18日、宮城県史跡整備市町村協議会担当者連絡会議第3回定例会が中央公民館において開催され、担当者が出席いたしました。被災文化財に係るアンケートに基づいて協議が行われました。

平成26年3月24日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

議案第 8 号

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

このことについて別紙のとおり改正する。

平成 26 年 3 月 24 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

多賀城市教育委員会組織規則（平成4年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の表生涯学習課の項中「社会教育係」の次に「、図書館移転推進係」を加える。

第9条の表生涯学習課の部社会教育係の項中「、公民館及び図書館」を「及び公民館」に改め、同項の次に次の1項を加える。

図書館移転推進係

- (1) 図書館の運営に関すること。
- (2) 図書館移転の企画及び立案に関すること。
- (3) 図書館移転に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第33条の表に次の1項を加える。

多賀城市大代地区公民館	大代地区コミュニティ推進協議会	同上
-------------	-----------------	----

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧																
<p>第1条～第7条 略 (事務局の組織)</p> <p>第8条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">~~~~~</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係、社会教育係、<u>図書館移転推進係</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~~~~~</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局の事務分掌)</p> <p>第9条 略</p> <p>教育総務課・学校教育課 略</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習係 略</p> <p>社会教育係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民会館及び公民館 _____ に関すること。</p> <p>(3)～(14) 略</p> <p><u>図書館移転推進係</u></p> <p>(1) <u>図書館の運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>図書館移転の企画及び立案に関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館移転に係る関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>文化財課 略</p> <p>第10条～第32条 略</p> <p>第33条 条例の規定により指定管理者に管理を行わせている公</p>	課	係	~~~~~		生涯学習課	生涯学習係、社会教育係、 <u>図書館移転推進係</u>	~~~~~		<p>第1条～第7条 略 (事務局の組織)</p> <p>第8条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">~~~~~</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係、社会教育係 _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~~~~~</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局の事務分掌)</p> <p>第9条 略</p> <p>教育総務課・学校教育課 略</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習係 略</p> <p>社会教育係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民会館、<u>公民館及び図書館</u>に関すること。</p> <p>(3)～(14) 略</p> <p>文化財課 略</p> <p>第10条～第32条 略</p> <p>第33条 条例の規定により指定管理者に管理を行わせている公</p>	課	係	~~~~~		生涯学習課	生涯学習係、社会教育係 _____	~~~~~	
課	係																
~~~~~																	
生涯学習課	生涯学習係、社会教育係、 <u>図書館移転推進係</u>																
~~~~~																	
課	係																
~~~~~																	
生涯学習課	生涯学習係、社会教育係 _____																
~~~~~																	

の施設の名称、指定管理者及び所管課は、次のとおりである。

名称	指定管理者	所管課
中央公園サッカー場	同上	同上
<u>多賀城市大代地区公民館</u>	<u>大代地区コミュニティ推進協議会</u>	<u>同上</u>

以下 略

の施設の名称、指定管理者及び所管課は、次のとおりである。

名称	指定管理者	所管課
中央公園サッカー場	同上	同上

以下 略